六　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

七　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

八　総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

九　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第五十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6　小笠原諸島特例通訳案内士は、小笠原諸島以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならない。

7　通訳案内士法第三章の規定は、小笠原諸島特例通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「小笠原諸島特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「小笠原村」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「小笠原村長」と、同法第二十二条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「小笠原諸島特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

8　通訳案内士法第四章の規定は、小笠原諸島特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第九項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項並びに同法第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「小笠原村長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法又は同法」と読み替えるものとする。

9　通訳案内士法第三十五条の規定は、小笠原諸島特例通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「観光庁長官」とあるのは、「小笠原村長」と読み替えるものとする。

（旅行業法の特例）

第十八条　小笠原村が、第十一条第二項第二号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画（旅行業法第三条の旅行業者代理業の登録又は同法第六条の四第三項の規定による届出を要する行為に関する事項を記載したものに限る。）について、国土交通省令で定める書類を添付して、国土交通大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該観光旅客滞在促進事業のうち、同法第三条の旅行業者代理業の登録を受け、又は同法第六条の四第三項の規定による届出をしなければならないものについては、当該認定の日において、これらの規定による登録を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第十二条の九第一項の規定は、適用しない。

2　前項の規定により旅行業法第三条の登録を受けたものとみなされた者（以下この条において「小笠原諸島内限定旅行業者代理業者」という。）は、営業所において、国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。

3　次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める標識を掲示してはならない。

一　小笠原諸島内限定旅行業者代理業者　旅行業法第十二条の九第一項の標識

二　小笠原諸島内限定旅行業者代理業者以外の者　前項の標識

三　旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業者等（同法以外の法律の規定により同法第三条の登録を受けたものとみなされた者を含む。）以外の者　前項の標識に類似する標識

4　小笠原諸島内限定旅行業者代理業者は、その営業所に、旅行業法第十一条の二第一項の規定により選任しなければならないものとされている旅行業務取扱管理者に代えて、次に掲げる要件に該当する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を選任することができる。この場合においては、小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を同項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する。

一　旅行業法第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しないこと。

二　旅行業務の取扱いについての国土交通省令で定める研修の課程を修了したことその他の当該営業所における第十一条第四項第二号に規定する旅行業務に関し小笠原諸島内において旅行業法第十一条の二第一項に規定する事務を行うのに必要な知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備えること。

5　国土交通大臣は、この条の規定の施行に必要な限度において、小笠原諸島内限定旅行業者代理業者に対し、小笠原諸島内限定旅行業者代理業の実施状況について報告を求めることができる。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例）

第十九条　小笠原村が、第十一条第二項第二号に掲げる事項に補助金等交付財産活用事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、国土交通大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

（中小企業者に対する配慮）

第二十条　国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）が認定産業振興促進計画に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

第四節　振興開発のためのその他の特別措置

第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第二項中「同法同条」を「同条」に改め、同条を第七条とする。

第五条を削る。

第四条第一項中「定めなければならない」を「定めるよう努めるものとする」に改め、同条第二項中「次に」を「おおむね次に」に改め、同項中第四号を削り、第三号を第四号とし、同項第二号中「整備」の下に「、人の往来等に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　小笠原諸島の振興開発の基本的方針に関する事項

第四条第二項中第十二号を第十八号とし、第十一号を第十七号とし、同項第十号中「人材の」の下に「確保及び」を加え、同号を同項第十六号とし、同項中第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号を第十三号とし、第六号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一　再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する事項

第四条第二項第五号中「及び」の下に「再生並びに」を加え、同号を同項第十号とし、同号の前に次の五号を加える。

五　雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項

六　住宅及び生活環境の整備に関する事項

七　保健衛生の向上に関する事項